

(仮称) 宇都市パートナーシップ宣誓制度（案）に対する意見募集結果について

1 意見募集の概要

案件名	「(仮称) 宇都市パートナーシップ宣誓制度」（案）について
募集期間	令和2年12月1日（火）から 12月28日（月）まで
閲覧方法	<p>【文書】 宇都市役所（1階 市政資料閲覧コーナー、2階 人権・男女共同参画推進課）、北部総合支所、各市民センター及び各ふれあいセンター、図書館、学びの森くすのき</p> <p>【電子】 宇都市ホームページ</p>
提出方法	様式は自由。意見、氏名又は事業者名、連絡先を記入し、メール、郵便又はFAXにて提出。

2 意見募集結果の概要

意見数（意見提出者数）		217 件（176人）
方 法	メール	28 人
	郵便	98 人
	FAX	48 人
	直接持参	2 人

3 提出意見の内容と対応

【統括表】

意見の考慮の結果	件数
意見を踏まえ、制度に反映したもの	0 件
意見の趣旨が、既に制度に反映されているもの	2 件
今後の検討のために参考とするもの	41 件
その他（質問や感想など、一部対応済みを含む）	174 件

【意見の概要】※意見が同様の内容と思われるものについては、まとめて計上しています。

意見の概要	件数	市の考え方	区分
制度の導入に関すること			
(1) 制度導入は時期尚早なのではないか。	22	<p>本制度は、令和3年1月8日現在で、全国すでに74自治体が導入し、国による法的な整備が進まない中、地方自治体レベルで導入が進められている制度です。</p> <p>本市の第3次宇部市男女共同参画基本計画においては、性的少数者に対する理解の促進を掲げているところであり、また、内閣府の「SDGs未来都市」に選定された本市が、その理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するためにも、生きづらさを感じる当事者にとって、本制度の導入は意義があると考えています。</p> <p>一方で、本制度の導入にあたっては、十分な周知期間を設け、市民や事業者の皆様に制度の趣旨を理解いただけるよう努めています。</p>	参考意見とした
(2) 憲法では、婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならないと謳われており、同性婚は想定されていないのではないか。	8	<p>本制度は、憲法や民法に規定されている法に基づく婚姻とは異なる制度です。</p> <p>その前提のもとで、現行では法律婚の夫婦にしか認められていない手続きやサービス等で、利用可能なものについては、夫婦に準じる共同生活を送っている性的マイノリティのパートナーにも利用可能としていくことを目的としています。</p>	その他(質問・感想等)
(3) 制度導入によって、同性婚や一夫多妻制の容認や同性カップルによる子育ての主張と権利の拡大につながるのではないか。	15	<p>本制度を導入することで、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減するとともに、差別や偏見の解消や理解の促進につなげ、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。</p>	その他(質問・感想等)

意見の概要	件数	市の考え方	区分
(4) 性的マイノリティのみを対象にした新たな制度を導入しなくても、現行の様々な施策を活用することで、個人の人権は守られるのではないか。	25	<p>夫婦に準じる共同生活を送っている性的マイノリティのパートナーには、その関係を対外的に証するものが多く、そのことは当事者が生きづらさを感じる要因の一つとなっています。</p> <p>本制度の導入により、性的マイノリティのカップルに対し、パートナーシップ宣誓書受領証を交付することで、その関係を対外的に証することができるようになります。</p> <p>また、受領証の提示を受けた市民や事業者の方には、本制度の趣旨を理解いただき、公平かつ適切な対応をしていただくことで、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消につながるものと考えています。</p>	その他 (質問・感想等)
(5) 市民や事業者の方が性の多様性について理解し、法律婚にある夫婦との間にあるサービスの差が解消できるように努めてもらいたい。	23	<p>本制度の趣旨や内容については、市民や事業者に十分に周知を行い、現行では法律婚の夫婦にしか認められない手続きやサービス等で利用可能なものについて、夫婦に準じる共同生活を送っている性的マイノリティのパートナーにも利用可能となるよう取り組んでいきたいと考えています。</p>	その他 (質問・感想等)
(6) 性的マイノリティ当事者は、どのくらいいると把握しているのか。実際にはほとんどいないのではないか。	10	<p>本市が昨年9月に実施した「人権に関する市民意識調査」(2,000人対象)の性別を問う設問において、「男女以外」と回答した割合が2.2%となっており、少なからず性的マイノリティの方が存在すると考えています。</p> <p>また、回答にあたっては、無記名とは言え、当事者のカミングアウトを伴うものであり、実際には「男女以外」又は自分の性自認の性を回答したくても出来ない方々を含むと考えられ、正確な人数を把握することは困難であると考えています。</p> <p>しがしながら、割合の大小にかかわらず、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消につなげていくために、本制度を導入する必要があるものと考えています。</p>	その他 (質問・感想等)

意見の概要	件数	市の考え方	区分
(7) 制度導入により少子化に拍車がかかるのではないか。	10	少子化の原因は多様であり、未婚率の増加や女性の社会進出など、さまざまな要因が複合的に重なって生じているものと認識しています。	その他 (質問・感想等)
(8) 性的マイノリティに対する偏見や差別はほとんど存在しないのではないか。	5	平成29年10月に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」の性的指向に関する人権問題を問う設問において、「差別的な言動がされると感じる」と回答した割合が49.0%と5年前の同調査時より約10ポイントも増加しており、引き続き偏見や差別の解消に向けて取り組んでいく必要があるものと考えています。	その他 (質問・感想等)
(9) 結婚をし、家庭を持ち、子供を育てるのが本来の家庭のあり方で、父と母がいてこそ家庭が成り立ち、その2人の愛情を受けてこそ子どもは健全に育つのではないか。	33	家族に対する考え方は一人ひとり異なるものであり、それ自体を否定するものではありませんが、法務省が掲げている人権啓発活動の強調事項の17項目の1つに、同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見、性自認に関する偏見などが指摘されており、引き続き偏見や差別の解消に向けて取り組んでいく必要があるものと考えています。	その他 (質問・感想等)
(10) 未成熟な子どもにとって、多様な性を学ばせることは、精神的な混乱を招くもとなるのではないか。	19	<p>文部科学省から、平成28年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」が教職員向けに発出され、性的マイノリティとされる児童生徒全般に係る不安や悩みを受け止める必要性が述べられています。</p> <p>また、本市においても、実際に学校生活を送ることに不安を抱く性的マイノリティの児童生徒やその家族が存在しており、正しい知識を普及させていくことが重要であると考えています。</p> <p>こうしたことから、思春期を迎える子どもたちに対して正しい知識を伝えるものとして、令和2年度以降、継続して、市内の中学生にLGBTに関するパンフレットを配布し、その中で不安解消のための相談窓口も掲載することとしています。</p>	その他 (一部対応済み)

意見の概要	件数	市の考え方	区分
(11) もっと優先すべき人権課題があるのではないか。	18	法務省が掲げている人権啓発活動の強調事項の17項目の1つに、同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見、性自認に関する偏見などが指摘されており、他の人権課題と同様、引き続き偏見や差別の解消に向けて取り組んでいく必要があるものと考えています。	その他 (質問・感想等)
(12) 性的指向と性自認では、当事者が抱えている困難や困難が発生している所以も異なるので、わけて判断するべきなのではないか。	1	性のあり方は多種多様で、性的マイノリティの方が抱える困難や困難が発生している理由も多様ではありますが、家族など身近な人にカミングアウトできず周囲の人に頼りにいくこと、また、男らしさ、女らしさといった固定観念からくる問題と密接な関係がある等、共通する部分もあります。 また、本市は「SDGs未来都市」に選定されており、その理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するためにも、生きづらさを感じる当事者にとって、本制度は意義があると考えており、引き続き市民や事業者の皆様に本制度の趣旨の理解に努めています。	その他 (質問・感想等)
制度の内容のこと			
(13) 「パートナーシップ宣誓制度」という名称は、内容がわかりにくいのではないか。	11	本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約した方を対象としており、同性のパートナーのみに限定しているものではないため、名称に「同性」を加えておりません。 また、パートナーシップ宣誓制度については、制度導入先行自治体の多くが使用している名称であるため、混乱が生じないよう名称を合わせています。	参考意見とした

意見の概要	件数	市の考え方	区分
(14) 同居または同居を予定している者以外も、パートナーシップ宣誓制度の対象となるようにしてもらいたい。	2	<p>民法上、夫婦は同居義務が定められており、本制度も、それに準じた共同生活を送ることを想定して、同居をしていることを要件としています。</p> <p>しかしながら、同居することにやむを得ない事情があると認められる場合もあると考えられるため、ご意見を参考に柔軟な対応を行っていきたいと考えています。</p>	参考意見とした
(15) 養子縁組をしている者も、パートナーシップ宣誓制度の対象となるようにしてもらいたい。	1	ご意見のとおり、養子縁組をしている方も本制度の対象としています。	制度に織込み済み
(16) 通称名の使用は、悪用される懼れがあるのではないか。	1	宣誓において通称名が使用できることとしていますが、パートナーシップ宣誓書受領証の裏面に、戸籍上の氏名を記載することで、受領証の提示を受けた市民や事業者の方が、戸籍上の氏名等を確認できるようしています。	制度に織込み済み
(17) パートナーシップ宣誓書受領証やパートナーシップ宣誓書受領証カードは、将来、返還しないといけないのか。	1	当事者の一方又は双方が市外に転出したとき、当事者の一方又は双方が戸籍法第74条に規定する婚姻をしたとき、当事者の意思によりパートナーシップを解消したときには、パートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード返還していただくことになります。	その他 (質問・感想等)
その他			
(18) 宣誓するにあたって、宣誓書の確認や立会いは、どの部署の職員が対応するのか。公的に認めるのであれば事実確認が必要なのではないか。	4	<p>宣誓にあたっては、担当課である人権・男女共同参画推進課の職員が対応し、当事者双方の意思確認をするとともに、戸籍抄本や住民票の写し等により、本人の確認を徹底します。</p> <p>本市の指定するオンラインシステムを用いたウェブによる宣誓を希望する場合も、映像及び音声により同様の確認をします。</p> <p>また、障害等により宣誓書の記入が難しい場合には、宣誓者双方の立会いの下、他の者が代書できるものとしています。</p>	その他 (質問・感想等)

意見の概要	件数	市の考え方	区分
(19) パートナーシップ宣誓書受領証やパートナーシップ宣誓書受領証カードは、宇部市の魅力を発信するような素敵なデザインを採用してもらいたい。	1	ご意見を今後の参考にさせていただきます。	参考意見とした
(20) 近隣自治体では、パートナーシップ制度の相互連携協定を結んでいる自治体もあるので、宇部市も相互連携協定に加わり、より広範囲の地域で使える制度にしてもらいたい。	2	ご意見を今後の参考にさせていただきます。	参考意見とした
(21) 性的マイノリティ当事者のための、相談窓口を設けるべきではないか。	2	<p>本制度の導入に並行して、相談窓口の設置についても検討していきます。</p> <p>当面は、人権・男女共同参画推進課でご相談をお受けして、適切な相談機関等をご紹介することとします。</p>	参考意見とした
(22) 性的マイノリティを理解するための研修や講習の場をもっと設けてもらいたい。	2	<p>本市が実施している「人権交流ひろば」や市民向け講座「人権を考えるつどい」等の機会を通じて、引き続き性的マイノリティについての理解を進めています。</p> <p>また、性的マイノリティへの正しい理解を深めるため、令和2年度以降、継続して市内の中学生にL G B Tに関するパンフレットを配布することとしています。</p> <p>併せて令和2年度中には、市の職員について率先的に意識の向上を図るため、職員向けにL G B Tガイドラインを策定し内容の周知徹底を図ります。</p>	その他 (一部対応済み)
(23) 宇部市から率先して、福利厚生（給付金や休暇制度など）を性的マイノリティの方にも適用できる制度にしてもらいたい。	1	ご意見を今後の参考にさせていただきます。	参考意見とした